

徳島県立三好病院脳神経センター設置要綱

(理念・目的)

第1条

「断らない医療」この理念を基に、徳島県西部地域の拠点病院として様々な脳・神経疾患に対して医療提供する窓口の役割を担うことを目的として、徳島県立三好病院脳神経センター設置する。

(所掌業務)

第2条

脳神経センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う

- 1) 下記疾患等の急性期、慢性期に対して迅速な医療を提供すること
 - (1) 脳卒中
 - (2) 認知症
 - (3) 神経難病
 - (4) 中枢神経系感染症、脳炎
 - (5) 脳症(様々な原因による)
 - (6) てんかん 等の脳・神経疾患全般
- 2) 必要な際には高度先進医療機関との連携を図り治療を行うこと
- 3) 急性期・慢性期における患者さんの生活指導ならびに支援をおこなうこと

(組織)

第3条

脳神経センターにセンター長及び必要な職員を置く。

- 2 センター長は、病院局事業管理者が任命する。
- 3 副センター長、スタッフは病院長が指名する。
- 4 センターの事務は、脳神経センター運営委員会の事務局において処理するものとする。

(委員会)

第4条

脳神経センターの所掌事務を円滑に実施するため、脳神経センター運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は脳神経センター長をもって充てるものとする。
- 4 委員会の副委員長、委員は病院長が指名する。
- 5 委員長が必要と認める場合、委員以外の職員を参加させることができる。

(委員会の開催等)

第5条

委員会は、委員長が招集し、議長を務めることとする。なお、委員長が不在の場合は、副委員長等が務めることとする。

2 委員会は、第2条に規定する所掌事務について協議等を行うものとする。なお、病院全体に係る事項については、管理会議に報告し、その承認を得ることとする。

3 委員会に係る庶務については、脳神経センター委員会の事務局において処理する。

(その他)

第6条

この要綱に定められるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が病院長と協議し別に定める。

附則 この要綱は、令和4年9月から施行する